

## 減免対象世帯

(1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が亡くなられた、または、1ヶ月以上の治療を要する重篤な傷病を負った世帯。

(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業（営業・農業）収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の要件全てに該当する世帯（廃業・失業も含む）

### 【(2)の要件】

i 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

（※保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は、収入の減少額から除きます）

ii 主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。

iii 主たる生計維持者の、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

Q1：主たる生計維持者の死亡や重篤な傷病の理由が新型コロナウイルス感染症によるものだと、どのように判断するのですか。

A1：死亡診断書や医師の診断書の記載内容から判断します。

例えば、単に「肺炎」のみの記載では新型コロナウイルス感染症によるものとは判断できません。

Q2：収入減少が新型コロナウイルス感染症の影響であるかどうか、どのように判断するのですか。

A2：新型コロナウイルス感染症の影響とは、緊急事態宣言や自粛要請など、感染拡大防止のための措置による社会・経済への影響を指します。新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（懲戒解雇、昨年中の離転職等が減収の主な原因など）を除き、新型コロナウイルス感染症の影響と判断します。

Q3：昨年、非自発的失業による軽減を申請し、令和2年度分の保険料も軽減が適用されています。減免の対象となりますか。

A3：主たる生計維持者が非自発的失業による軽減制度を適用されている場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免については対象外です。

ただし、非自発的失業による軽減適用となる給与収入以外に減収見込みの事業収入等がある場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となる可能性があります。また、主たる生計維持者以外の方が非自発的失業による軽減対象となっている場合は、減免申請ができます。

Q4：新型コロナウイルス感染症の影響で就職活動ができません。減免の対象となりますか。

A4：上記減免対象要件に該当すれば、減免の対象となります。また就職活動をしているが、新型コロナウイルス感染症の影響で、再就職が困難な場合なども減免の対象となります。

Q5：新型コロナウイルス感染症の影響で内定が取り消されました。減免の対象となりますか。

A5：上記減免対象要件に該当すれば、減免の対象となります。申請の際に、内定が取り消されたことがわかる書類をお持ちください。

Q6：住民票上の世帯主は年金収入のみの父です。一緒に住んでいる自分の収入が減少しています。減免申請できますか。

A6：住民票上の同一世帯員で、国保の加入の有無や、所得・扶養状況から総合的に判断し、その世帯の生計を主に維持していると認められる場合には、主たる生計維持者として減免申請ができます。

Q7：一人暮らししている母の生計を、別世帯の自分が仕送りで支えています。別世帯の者が主たる生計維持者として、母の国民健康保険料の減免申請できますか。

A7：別世帯の方を主たる生計維持者とすることはできません。

Q8：収入や所得がわかる書類は、世帯全員分が必要ですか。

A8：平成31年（令和元年）中の収入や所得がわかる書類に関しては、世帯の被保険者全員分の書類が必要です。ただし、令和2年1月1日時点で桑名市に住民票がある方に関しては、不要です。

令和2年中の収入がわかる書類に関しては、主たる生計維持者の書類のみ必要です。

また、主たる生計維持者および国保加入者（令和2年4月1日現在19歳未満の方をのぞく）に未申告の方がいる場合は、減免要否の判定や減免額の計算をすることができないため、必ず税務署（確定申告）や税務課11番窓口（市・県民税申告）にて申告後に申請ください。

## 要件 i について

Q9：令和 2 年中の収入見込みはどのように算出すればよいですか。

A9：令和 2 年 1 月から申請月までの実際の収入額と、その後の見込み額を合算し、12 か月分の見込み額を算出します。

申請月以降の見込み額については、申請時点の実績から算出してください。

例えば令和 2 年 1 月から申請月までの収入額の平均などから算出する方法も考えられます。

(※) 申請時点で営業再開や再就職の見通しが立たない場合は、廃業・休業、失業後の見込み額は“0 円”とします。

Q10：確定申告書の控えを見ているが、当該事業収入等（営業等・農業・不動産・給与・山林収入）はどの部分ですか。

A10：確定申告書 B 第一表の、収入金額欄㉞営業等収入・㉟農業収入・㊱不動産収入・㊲給与収入、第三表の㊳山林収入の欄を確認してください。

なお、所得金額は、第一表の所得金額欄①営業等所得・②農業所得・③不動産所得・⑥給与所得、第三表の 68 山林所得の欄を確認してください。

Q11：源泉徴収票を見ているが、収入はどの部分ですか。

A11：収入金額は「支払金額」欄を、所得金額は「給与所得控除後の金額」欄を確認してください。2 ヶ所以上で働いているなど、源泉徴収票が複数枚ある場合は収入金額を合計してください。

Q12：事業収入等（営業等・農業・不動産・給与・山林収入）のうち、営業等収入については前年比 10 分の 3 以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計すると前年比 10 分の 3 以上の減少には達しません。減免の対象となりますか。

A12：営業等・農業・不動産・給与・山林収入のいずれか一つでも前年比 10 分の 3 以上の収入減少が見込まれるのであれば、要件 i に該当します。さらに要件 ii・iii に該当すれば、減免の対象となります。

Q13：「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に、国や県から支給される「休業協力金や、経済産業省の資金繰り支援給付金、総務省の特別定額給付金」などの給付金は含みますか。

A13：含みません。

Q14：営業等・農業・不動産・山林・給与以外の、年金収入や雑収入、株取引による収入の減少は減免の対象となりますか。

A14：減免の対象になりません。

減免の対象要件となる減少が見込まれる収入は、営業等・農業・不動産・山林・給与収入のいずれかのみです。

#### 要件 ii について

Q15：「前年の所得の合計額」とは、営業等収入・農業収入・不動産収入・山林収入・給与収入にかかる所得の合計額ですか。それともそれ以外の種類の所得（年金や株、土地の譲渡）を含めた合計ですか。

A15：平成 31 年（令和元年）中すべての所得の合計額です。

年金などの雑所得や株式の配当所得、土地や株式などの譲渡による所得も含まれます。

Q16：「前年の所得の合計額」とは、医療費や扶養控除など、各種控除をした後の額ですか。

A16：違います。医療費控除や扶養控除などの各種控除をする前の額です。

#### 要件 iii について

Q17：「減少が見込まれる収入」とは、要件 i でいう前年の収入額より 10 分の 3 以上の減少が見込まれる収入のことですか。

A17：その通りです。

Q18：「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」の範囲を教えてください。

A18：平成 31 年（令和元年）中すべての所得の合計額から減少が見込まれる収入にかかる前年の所得を差し引いた額です。

例えば、平成 31 年（令和元年）中に給与所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の 4 種類の所得があり、「減少が見込まれる収入」は給与のみの場合、給与以外の不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額です。